様式集（千葉市中央コミュニティセンター松波分室指定管理者　指定申請書類）

1　指定申請書関係

【全応募者共通】

	提　出　書　類	用　紙　等
1	**指定管理者指定申請書**	千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則様式第１１号
2	**指定申請の日に属する事業年度の前３事業年度における以下の計算書類等** ※　成立の日から３事業年度を経過していない場合は、成立後全ての計算書類等及び成立の日における貸借対照表又は財産目録を提出してください。	
	（１）事業報告（作成している場合のみ）	写し
	（２）貸借対照表	写し
	（３）損益計算書、収支計算書その他これらに類する書類	写し
	（４）株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、剰余金処分案又は損失処理案（作成している場合のみ）	写し
	（５）個別注記表（作成している場合のみ。作成していない場合は、注記を記載した計算書類を提出）	写し
	（６）事業報告及び計算書類に係る附属明細書（作成していない場合は、代替書類を提出）	写し
3	**定款、規約その他これらに類する書類**（有限責任事業組合の場合は、組合契約書）	写し
4	**登記事項証明書**（法人格のある団体又は有限責任事業組合の場合のみ）	写し可
5	**役員名簿**（代表者又は管理者の定めがある場合の代表者又は管理人を含む。）	申請用様式第１号
6	**団体の概要**	申請用様式第２号
7	**納税証明書等**	
	（１）調査同意書	申請用様式第３号
	（２）法人税並びに消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明書（税務署発行の納税証明書その３の３） ※　証明書交付日までに納期が到来している全事業年度分について、税務署で証明を受けたものを提出してください。また、免税事業者（税額のない者）についても、「未納の税額がないこと」の証明書が発行されるので必ず提出してください。	写し可
	（３）県税に未納がないことの証明書（県税事務所発行の納税証明書第４０号その２〔全項目（完納証明）〕） **※　納めるべき県税がない場合であっても「未納の税額がないこと」の証明が発行されますので必ず提出してください。**	写し可
8	**印鑑証明書**	写し可
9	**労働条件チェックリスト** **※　チェックリスト上【×】の項目に該当しても、労働関係法令違反に該当しない場合は、関係機関に確認の上、労働関係法令遵守に係る申出書を提出してください。**	申請用様式第４－１号 ※申請用様式第４－２号

	提　出　書　類	用　紙　等
10	**障害者雇用に関する資料**	
	（1）障害者雇用状況報告書（本年６月１日現在） ※　公共職業安定所に提出したものを提出してください。本書類の提出義務がない場合は、障害者雇用状況報告等に係る申出書を提出してください。	写し ※申請用様式第５号
	（2）障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書（指定申請の日に属する年度及び前年度申告・申請分） ※　公共職業安定所又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出したものを提出してください。本書類の提出義務がない場合は、障害者雇用状況報告等に係る申出書を提出してください。	写し ※申請用様式第５号
	（3）障害者雇用納付金の領収証書（支払義務がある場合のみ）	写し
11	**指定申請に係る誓約書**	申請用様式第６号

※　各証明書類は、指定申請書提出日から３か月以内に発行されたものを提出してください。

２　提案書関係

	提　出　書　類	用　紙　等
1	**提案書一式** ※　表紙と目次を作成してください。	提案書様式第１号から 提案書様式第27号まで